

鵜沼中学校 いじめ防止基本方針

各務原市立鵜沼中学校

平成26年3月策定

令和7年4月一部改訂

1. いじめ防止に向けての基本姿勢

(1) いじめの基本認識

『いじめは、どの児童生徒等にも、どの学校にも起こり得る』という認識をもち、「いじめは自分から言いづらいもの」「いじめは見ようと思って見ないと見つからないもの」であることを忘れずに、生徒一人一人に寄り添う。

【いじめの定義】

児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する教師の構え

『いじめは人間として絶対に許されない』ことを教師が生徒に示すとともに、いじめの防止と対応のために全力を尽くす。そして、子どもたちを全力で守るという構えをもつ。

①全教職員が一致協力した、強力な指導体制をつくる。

②全教職員が早期発見・早期対応のために努力するとともに、未然防止に努める。

2. いじめに対する基本施策

(1) いじめの未然防止

①いじめに向かわせない生徒の育成

◇全教育活動を通して『自己指導能力』の育成に努め、生徒一人一人が自分で考え、正しく判断し、誠実に行動できる力を身に付けさせる。

◇全教育活動を通して仲間や集団を見つめさせ、相手の気持ちを考え、相手を尊重し、誰に対しても思いやりの気持ちをもって温かく接することができる心と、望ましい人間関係を築く力を身につけさせる。

◇全教育活動を通して仲間と共に精一杯取り組むことの素晴らしさを体感させ、一人一人が自己存在感や自己有用感をもち、未来に夢をもって明るく前向きに生きる力を育む。

◇お互いの良さを認め合う雰囲気をつくるために、生徒会活動の中に仲間のよさを見つける活動を取り入れ、見つけた姿を広める放送や掲示をし、素直に認め合える雰囲気をつくる。

②人権教育の推進

◇全教育活動を通して人権教育の充実を図る。

◇「ひびきあい活動」を位置づけ、生徒会執行部を中心に鵜沼中人権宣言を活用した振り返りや、人権についての学習等を行い、自己的人権感覚を振り返り、互いの人権感覚を磨く機会を設ける。

③道徳教育の充実

◇全教育活動を通して道徳教育の充実を図る。

◇道徳授業の充実に努め、自己を見つめ、他者を思いやる心を育てる。

④わかる喜びの味わえる授業づくり

◇生徒全員が「わかった」「できた」と感じられ、喜びと充実感を味わえる授業づくりに努める。

◇一人一人が授業で活躍し、自己存在感や自己有用感を味わえる授業づくりに努める。

⑤生徒会活動の充実

- ◇委員会活動や係活動を充実させることを通して、生徒の自治的、自発的な活動を促し、より良い集団をつくりあげ、安心感と充実感のある学校生活を主体的に求めようとする態度を身に付けさせる。
- ◇ボランティア活動を企画し、実施することを通して生徒のボランティア活動に対する意識を高め、「他を思いやる心」を育てる。

(2) いじめの早期発見

①常に生徒につき、生徒に寄り添った指導

- ◇常に生徒につき、生徒一人一人の様子に配慮しながら、生徒に寄り添って指導を行う。
- ◇休み時間等でも教室や廊下を巡回するなど、生徒に近い位置で生徒たちの様子を把握することに努める。
- ◇学級担任は様々な機会をとらえて、生徒の心情の変化や悩みなどを把握し、適切な助言を行うとともに、生徒との信頼関係を築く。
- ◇生徒との信頼関係をもち、生徒からの情報が入るようにする。

②報告・連絡・相談（報連相）の徹底と情報交流の充実

- ◇「いじめ」に関する事案については、些細なことでも速やかに学年主任、生徒指導主事に報告し、教頭、校長に迅速に伝え、判断を仰ぐ。なお、報告は時系列を明らかにし、デジタルデータとしてまとめる。
- ◇「いじめ」以外の生徒指導に関する問題についても、必ず学年主任に報告・相談し、必要に応じて生徒指導主事まで伝える。
- ◇「主任会」で、各学年の生徒の様子を交流し、生徒指導主事・教頭・校長に報告する。
- ◇「職員打ち合わせ」で、「いじめ」「問題行動」「生徒への配慮事項」等について必要な情報を全教職員に伝え、周知徹底を図る。
- ◇「学年会」で、各学級の生徒の様子を交流し、必要な対応等について学年職員への周知徹底を図る。

③心のアンケート（記名）の実施と活用（市内統一の様式あり、7月に市教委に報告）

- ◇5月、10月、1月にそれぞれ1回、記名の「心のアンケート」を行う。学級担任が集計を行い、学年主任、生徒指導主事、教頭、校長に報告する。
- ◇いじめがあるとの回答があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」を開き、全校体制で指導を行う。
- ◇「心のアンケート」で、気になる生徒に対し、最優先に教育相談を行う。
- ◇定期的に自分自身を振り返る機会を設けることで、一人一人の「いじめ」に対する意識を向上させるとともに、「いじめは許されない行為である」という認識を定着させ、いじめの抑止を図る。そして、いじめの早期発見と早期対応に努める。

④相談体制の整備（記名式アンケートの実施）

- ◇「教育相談週間」（5月、11月、2月）を設け、「心のアンケート」の結果をもとに生徒一人一人と教育相談を行う。生徒の悩みや不安をつかみ、いじめの早期発見・早期対応に努める。

(3) いじめに対する措置（早期対応）

①組織的な対応

- ◇事実を速やかに報告して、関係教職員で情報を共有し、共通理解を図る。
- ◇校長の指示のもと、学校全体で組織的に対応する。

②正確な事実確認

- ◇いじめを受けた生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ◇時系列になるように、複数の教職員で同時に確認し、確実に記録をとる。
- ◇事実を突き合わせ、矛盾がないかを整理し、実際の状況や背景を理解する。

③いじめを受けた生徒と保護者への支援

◇いじめを受けた生徒に寄り添うとともに、保護者の心情の理解に心がけ、不安を払拭できるよう親身になって懇談を行う。

◇指導方針や指導内容について、生徒・保護者と十分確認したうえで指導を進める。

◇生徒・保護者との連絡を絶やさないようにし、事実関係や指導内容を丁寧にわかりやすく説明する。

◇いじめが解消した後も継続して配慮し、保護者の連絡を続ける。

◇必要に応じてスクールカウンセラーを利用するなど、相談機関等と連携をとる。

◇落ち着いて学習、その他の活動に取り組むことができるような環境を確保する。

④いじめを行った生徒への指導と保護者への助言

◇いじめを行った生徒に対して毅然とした態度で指導にあたるとともに、自己を見つめさせ、反省と謝罪を促す。

◇今後、気を付けることや頑張ることを自己決定させ、生徒に寄り添って見届ける。

◇本人を支えるために学校と家庭ができることを一緒に考え、協力して見届けることを保護者に依頼する。

◇いじめの背景に当該生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、スクールカウンセラーを利用するなど、適切な支援を行う。

⑤関係機関への報告

◇「いじめ」の事実が明らかになったときは、市教育委員会に報告するとともに、必要に応じ指導や助言を受ける。

(4) インターネット等を通じて行われるいじめへの対策

◇全校放送や集会等を通して、インターネット・SNS等によるいじめやトラブルの具体的事例を示し、生徒の意識と理解を深めて、未然防止と早期発見・早期対応を図る。場合によっては警察や携帯電話会社など外部講師を招き、より生徒が実感できる内容の話をする。

◇学校だよりや関係機関からのリーフレット等を通して、インターネット・SNS等によるいじめの危険性を保護者にも周知し、発見と報告を依頼する。

◇PTAと連携し、家庭におけるインターネット・SNS等の利用に関するルールづくりの啓発を行う。

◇インターネット・SNS等によるいじめの情報を得たときは、必要に応じて警察等の関係機関に相談し、連携して対応する。

(5) 家庭・地域・関係機関との連携

◇年3回の個別懇談【(6月…全学年希望制)、(10月)、(1月…3年生 3月…1、2年生)】を行い、家庭での様子や悩みを把握するとともに、学校での生徒の様子を保護者に伝え、家庭との連携を密にする。

◇国や県・市の教育委員会等から紹介される「相談機関」「相談電話」等について、学校だより等を通して連絡先や連絡方法を生徒・保護者に周知する。

◇いじめの内容が「犯罪行為」として取り扱われるものであると認めるときは警察署と連携して対処する。

また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署へ通報する。

(6) いじめ解消の定義

◇いじめ問題に対する一連の指導が終わり、『いじめが解消した』と判断するのは次の2点を満たしたときである。

①行為がやんでいる状態が3か月以上継続していること

②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

◇3か月が経過したからといって完全にいじめ問題が解決したと思わず、特にいじめを受けた生徒の様子に気を配り、直接本人から様子を聞くなどして見届けを継続していく。

3. いじめ問題に取り組むための組織

(1) 「鷗沼中いじめ未然防止・対策委員会」の設置

◇この「基本方針」の取組が計画通りに実行されるよう、進捗状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行う。また、この「基本方針」の定期的検証を行う。

◇構成員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・教育相談コーディネーター・教育相談主任とし、必要に応じて関係教職員・スクールカウンセラー・スクール相談員等も参加する。

◇年3回の定例会を行うとともに、必要に応じて開催する。

(2)「主任会」の開催

◇いじめの未然防止、早期発見・早期対応、組織的対応、解決のための「主任会」を開催する。情報交流を充実させ、共通理解を図り、具体的対策を考えて実行する。

◇構成員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・事務職員とし、必要に応じて関係教職員等も参加する。

◇週1回の定例会の中で、いじめ問題等についての共通理解と具体的対応・対策の検討をし、実行する。また、緊急度を踏まえ、必要に応じて開催する。

4. 重大事態への対応

【重大事態の定義】

◇生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている疑いがあるとき（生徒が自殺を企図した場合等）

◇生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき（年間30日程度）

◇生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあるときは、重大事態が発生したものであるとして、報告・調査にあたる。

(1) 重大事態の発生をすみやかに市教育委員会に報告する。

※市教育委員会が重大事態の調査主体を判断する。

(2) 学校が調査主体になったとき、市教育委員会の指導・支援のもと、真摯に対応する。

① 学校に、重大事態の調査組織を設置する。

② 外部の専門家等の協力も得つつ、可能な限り正確に事実関係を明らかにするための調査を実施する。

③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

④ 調査結果を市教育委員会に報告する。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

⑥ 再発防止策の確実な実施に取り組む。

(3) 市教育委員会等が調査主体となったとき、その指示のもと、資料の提出など調査に全面的に協力する。

5. その他

(1) この基本方針は、4月に開催する「いじめについての職員研修会」において全教職員に配付し、周知徹底を図る。

(2) この基本方針は、年度末に行う「校内評価」を用いて、取組や内容について、全教職員による検証を行う。

(3) アンケートの質問票の原本等の一次資料は3年、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は5年保存とする。